

PPP / PFI の推進状況

平成29年1月30日

未来投資会議構造改革徹底推進会合



内閣府 民間資金等活用事業推進室

目次

1. 日本再興戦略2016の進捗状況	2
2. 運営権と指定管理者制度の二重適用	4
3. PPP／PFI事例の横展開の取組	
(1) PPP／PFI地域プラットフォーム	5
(2) PPP／PFI手法導入優先的検討	6
(3) その他の横展開の取組	8
(4) 民間資金等活用事業(PFI)推進機構	9

日本再興戦略2016の進捗状況①

【日本再興戦略2016 記載】

【進捗状況】

・ 案件形成に当たっては、施設単体の公共施設等運営権方式活用の検討にとどまらず、複数施設等を対象にした複合的・一体的な同方式活用を検討する。

・ 水道事業等における公共施設等運営権方式の導入の可否を検討する際に必要な情報を地方公共団体等に提供するため、海外における先行事例の収集・分析を本年中に行い、結果を周知する。

・ 公共施設等運営権方式を成熟対応分野の事業に導入する地方公共団体が、当該事業に有する債務を運営権対価等で繰上償還する際に、同方式の導入を促進する観点から、補償金の免除・軽減やその代替措置について夏までに検討し、本年中に結論を得る。

・ 今後の案件拡大に向けて、民間企業との対話の場を速やかに設け、投資可能性を高めるため必要な取組に関する意見聴取を行い、本年中にその内容を取りまとめる。

・ 民間資金等活用事業推進委員会に設置されている「事業部会」において、広域化、バンドリングの推進のための対応策等を検討し、平成29年2月に取りまとめ予定。

・ 平成28年6月にフランス及びイギリスの水道分野における先行事例調査を実施し、8月に報告書を公表。
・ 平成28年10月に「水道事業における民間活用とイノベーションに関するシンポジウム」を開催し、調査結果について地方公共団体や民間事業者等に周知。

・ 地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入を促進する観点から、「集中取組期間」を設け、今後の横展開の呼び水となる一定の「先駆的取組」を通じ当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、補償金の免除・軽減により特例的に支援するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)について、平成30年度から適用されるよう必要な法制上の措置を講じる。

・ 日本経済再生総合事務局が民間企業等にアンケートを実施(平成28年9月回収)。
・ 現在、福田内閣府大臣補佐官、日本経済再生総合事務局及びPFI推進室にて、詳細な内容についてヒアリングを実施中。

日本再興戦略2016の進捗状況②

【日本再興戦略2016 記載】

- ・ 幅広い分野で公共施設等運営権方式が採用され、従来は民間企業が担っていなかった分野が民間企業に開放されることによって生じる人材ニーズ等を把握し、適切な人材供給が図られ、海外への展開も視野に、適切な産業としての発展がなされるように、必要な環境整備を図る。
- ・ 先行案件の横展開を図る上で、地方公共団体間の情報・ノウハウの共有が重要なことから、具体的案件形成に向けて検討するPPP/PFI地域プラットフォームの取組を推進するとともに、確実な案件形成につながるように運用を工夫する。

【進捗状況】

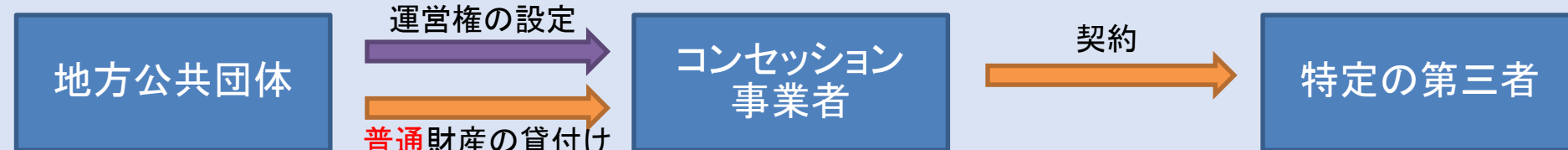
- ・ 民間資金等活用事業推進委員会に設置されている「事業部会」において、今後必要となる人材ニーズ等について検討し、平成29年2月に取りまとめ予定。
- ・ 平成28年度の支援対象5地域に対して、地域プラットフォーム設置・運営の支援を実施中。
各地域とも、勉強会・意見交換会・ワークショップ等を平成28年度内に4回程度開催し、継続的な運営体制の構築、具体の案件形成に向けた官民対話の実施、民間提案や広域化などのモデル的な取組等に重点を置いた支援を実施。
- ・ 今後の地域プラットフォーム形成に向けて、各地方公共団体に職員を派遣してその準備を支援している。

コンセッション事業者が特定の第三者に施設利用させる方式

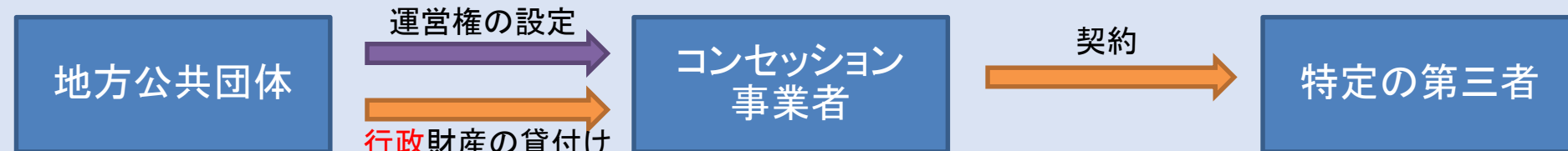
1. 対象施設を普通財産化することによって、コンセッション事業者は、指定管理者制度を併用せずに、特定の第三者に対して施設を使用させることが可能。
2. また、行政財産貸付けを併用することによって、コンセッション事業者は、指定管理者制度を併用せずに、特定の第三者に施設目的の範囲外の使用をさせることが可能。

この行政財産貸付けを併用する方式が、施設目的の範囲内の使用についても活用できるかについて、関係省庁と調整を行っているところであり、早急に結論を得よう努めているところ。

1. 普通財産化する方式



2. 行政財産貸付けを併用する方式



○日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

- ・ 文教施設について、指定管理者制度との二重適用が不要となる手法など、他の分野の事例も踏まえて、公共施設等運営権方式を進める上で必要となる論点を検討し、本年度中を目途に結論を得る。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について支援の仕組みを検討する。
- ・ クルーズ船向け旅客ターミナル施設等について、公共施設等運営権方式が活用されるよう、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえた仕組みを構築する。その際、既存の事業とのイコールフットイングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討するとともに、指定管理者との二重適用で不要となる手法についても検討する。

PPP/PFI 地域プラットフォームの取組について

地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体的な案件形成を目指した取組を推進する。

平成27年度内閣府支援事業

習志野市(千葉県)

テーマ: 民間を活用した公共施設再編



浜松市(静岡県)

テーマ: 大合併後の公共資産経営



神戸市(兵庫県)

テーマ: 民間提案の促進



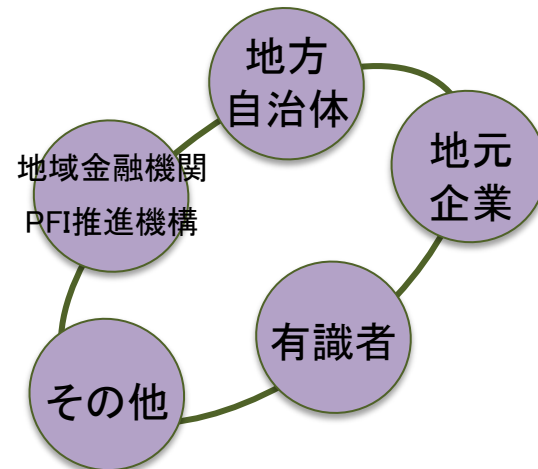
岡山市(岡山県)

テーマ: 未利用公有資産の有効活用



福岡市等(福岡県)

テーマ: 地域の枠を越え官民ネットワーク形成



主な取組:

- 事例研究を通じたノウハウ習得
- 異業種間のネットワーク形成
- 具体事例での官民対話
- 民間提案の試行 等

優先的検討の仕組みの導入に係る背景

(1) 課題

- 厳しい財政状況、人口減少の中で、我が国の生活インフラを効率的に整備・運営していくことが必要。
- 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことが必要。

(2) 対応

- 公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要。
- 多様なPPP/PFI手法を拡大することが必要。



公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、**多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを**、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に**優先して検討する仕組みを導入**

(3) 目標

PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各省庁及び**人口20万人以上の地方公共団体（181団体）等の数を平成28年度末までに100%**
(経済・財政再生アクション・プログラム（平成27年12月24日経済財政諮問会議）)

優先的検討の取組の進捗状況について

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請） 平成27年12月17日

○ 人口20万人以上の地方公共団体に対して、優先的検討規程の策定を平成28年度末までに行うよう要請

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程 策定の手引」

平成28年3月

- ・ 地方公共団体が優先的検討規程を策定する際の参考となる手引を作成
- ・ 構成 ① 優先的検討指針とその解説
② 優先的検討規程のひな形
③ 簡易な検討の計算表（費用総額の比較に用いるエクセルシート）

「全国説明会」の開催状況

平成28年6～7月

開催日	開催地	参加者	参加団体数	うち20万人以上	
				[ブロック別 参加団体数]	割合(%)
6月24日	仙台	30	21	15	100.0
6月27日	札幌	22	9	4	100.0
6月29日	高松	23	10	8	100.0
7月1日	金沢	32	16	10	100.0
7月4日	広島	19	11	11	91.7
7月5日	福岡	30	17	13	68.4
7月8日	名古屋	39	26	15	83.3
7月11日	東京	124	85	55	83.3
7月15日	大阪	62	37	27	93.1
合計		381	232	158	87.3



〈全国説明会の実施状況（東京会場）〉



〈個別相談会の実施状況（東京会場）〉

- ・ 説明会実施後、希望する地方公共団体に対して個別相談会を実施（63団体が参加）

人口20万人以上の地方公共団体における優先的検討規程の策定状況

平成28年9月末時点

- ① 全181団体が策定予定
- ② 平成28年度末までに、156団体(86.2%)が策定予定

その他の横展開の取組について

① PPP／PFI専門家派遣

- PPP／PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣。
- ⇒ PPP／PFI事業手法や事例紹介、事業を進める上での課題・留意点、実際の作業スケジュール・庁内体制等について、専門的な立場から助言、講演、質疑応答等を実施。

② ワンストップ窓口

- PPP／PFI事業の実務に関する質問や問合せにワンストップで対応。
- ⇒ PFI法の考え方、他法令の関係、事例等について、行政、金融、法律、会計、コンサルタントなど各分野の専門家の意見を聴取し、内閣府が一元的に回答(平成28年度実績(12月末時点)は690件)。

③ ガイドラインの策定・周知

- 総理を会長とするPFI推進会議において、PFI制度の趣旨、手続の概要、契約の主な規定内容、留意点等についての実務上の指針をとりまとめた各種ガイドライン(※)を策定し、適宜改定。

※ガイドライン一覧

PFI事業実施プロセスに関するガイドライン、PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン、VFM(Value For Money)に関するガイドライン、契約に関するガイドライン、モニタリングに関するガイドライン、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン

- ⇒ これらのガイドラインについて、専門家派遣、ワンストップ窓口、講演・説明会等において周知。

④ ホームページによる情報提供

- PFI推進室のホームページにおいて、PFI法令、上述のガイドライン、事例集等を掲載。
- ⇒ 更なるアクセス性の向上を図るため、サイト構成の整理、知識レベルに応じた情報を集約したポータルサイトの設置等の改修を実施。

民間資金等活用事業(PFI)推進機構

1. 株式会社民間資金等活用事業推進機構における事例等の横展開

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下、「機構」という。）は、出資者である地域金融機関等が持つネットワークと職員の経験やノウハウを活用し、地方公共団体等に対し地域のPFI事業の案件形成のためのコンサルティング※1を実施するとともに、専門的なセミナーの開催※2等を通じた人材育成を行う。

※1 地方公共団体等に対して財政収支シミュレーションの実施、事業スキームの検討やPFI事業の事例の横展開、契約等実務面のサポート等を612件実施。

※2 リスク分析手法等のプロジェクトファイナンスのノウハウの共有等を210名に対し実施。
なお直近では、平成29年1月に(株)産学連携機構九州主催のPPP/PFI事業形成支援講座において、地方公共団体や民間事業者におけるPFI事業のファイナンスのノウハウの共有等を行っている。

2. 個別案件におけるコンサルティングの事例

機構は、群馬県初のPFI事業である箱島湧水発電事業の事業化にあたり、

- ①全国各地の小水力発電事業について調査を行い、固定価格買取制度（FIT）を活用した箱島案件の事業性及びリスク等を検討・整理
ひがしあがつままち
- ②公共施設等の管理者である群馬県東吾妻町（人口約1.4万人）に対し、PFI事業における手続やPFI方式のメリット等の説明、実施方針作成等の支援
- ③独立採算型PFI案件に対する融資実績がない群馬銀行に対し、ファイナンススキームの検討や融資契約作成等の支援等を実施し、案件形成の段階から建設期間中である現在まで継続的な支援を実施している。

（参考）箱島湧水発電事業

事業者：箱島湧水発電PFI株式会社（代表企業：株式会社ヤマト）

建設期間：平成27年3月～平成29年3月（2年間（予定））

維持管理・運営期間：平成29年4月～平成49年3月（20年間（予定））

機構融資額：調整中

事業の特徴：①湧水発電から生じた売電収入を前提とした、**独立採算事業（公共の支出なし）**であり、**納付金（公共の収入）が発生**

②施設完成後、**施設が町に無償で譲渡（BTO方式）**

③群馬県の金融機関（群馬銀行）が融資を行い、群馬県の民間事業者（株式会社ヤマト）がSPCの代表企業となった**地域経済の活性化に寄与**する案件

